



故人から相続人へ家の名義を変える・・・誰に頼めばいいの？

家の名義変更と司法書士

1週間前に父が亡くなりました。

自宅が亡父名義でしたので、家族で話し合い息子の私名義へ変更することになりました。さて、自分で登記手続きをするのは難しそうですが、いざ誰に頼んでいいかが分かりません。

Q.家の名義変更って、
どの専門家に依頼するものですか？



A. 家の名義変更（不動産登記）は司法書士へ！

司法書士の業務一例

不動産登記

(例) 相続・売買などによる**土地・家屋の名義変更**

商業登記

(例) 株式会社の設立、役員の変更

成年後見

(例) 認知症の方の財産管理



弁護士や税理士は、何をする人がイメージしやすいかと思います。では**司法書士**はどんなことをする職業でしょうか。司法書士業務の例をご紹介します。



そもそも

不動産登記って必要ですか？そのままでもいいような・・・

不動産登記は、不動産の所在や、不動産について生じた権利変動（**相続、売買、贈与、担保**など）の内容を法務局に申請し、公示して、その不動産に対して利害関係のある人達にとっての権利の保全・取引の安全を確保する為の制度です。

仮に相続登記を放置しておいた場合のデメリット



自分が不動産を相続したことを第三者に認めてもらえません。

不動産の売却や担保提供を試みても、「あなたはその不動産の所有者ではないから」と相手にされません。



相続登記を放置している間に相続人が死亡すると、

数次にわたって相続が発生し、相続人の数がネズミ算的に増えます。

中には未成年者や認知症の方、行方不明の相続人も出てくるかもしれません。

その状態で全員から実印をもらい、遺産分割協議を行うことは非常に困難です。そうなると、通常数万円で済む相続登記の司法書士報酬が、数十万円という金額になってしまうことがほとんどです。

相続が発生したら、実績豊富な司法書士法人F&Partnersへご相談ください！

今週の

お客様の**声**

相談を迷っている方へ

桶川市 まつもと様

信頼できるとで、ぜひお任せしたいと思っています

京都事務所

京都市中京区七観音町623番地

第11長谷ビル5階

TEL 075-256-4548

司法書士法人
F&Partners

無料相談 実施中です。

まずは、お気軽にお電話を！

